

「消費者の関心」と W T O 協定

藤 岡 典 夫

食品の安全性、環境保護、動物愛護等への消費者の関心が高まる中で、これらに係る基準が国によって異なることから貿易が阻害される事態が生じている。W T O 次期交渉では、関税引下げ等の伝統的分野と並んでこうした新しい問題が焦点となると見込まれる。本報告では、このうち、E U の遺伝子組換え食品の表示制度に係る W T O 協定上の問題を検討するとともに、E U における動物愛護に関する最近の政策動向について紹介した。

1. E U の遺伝子組換え食品の表示制度と W T O 協定

（1）まず、E U の遺伝子組換え食品の表示制度が W T O 協定のうちのどの協定に関係するかについては、① W T O 協定上、基準・規格を規律するものとして T B T 協定（Agreement on Technical Barriers to Trade、貿易の技術的障害に関する協定）と S P S 協定（Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures、衛生植物検疫の適用に関する協定）があるが、表示に関しては、食品の安全に直接関係するものには S P S 協定が、それ以外には T B T 協定が適用される。

② E U の遺伝子組換え食品の表示制度は食品の安全性に直接関係するものではないことから、S P S 協定の対象ではなく、T B T 協定の範疇の問題と考えられる。

（2）次に、T B T 協定上の本表示制度の問題については、① W T O の「貿易の技術的障害に関する委員会」（T B T 委員会）において、食品表示はどのような場合に行うべきか、また、本表示制度の実行上の様々な問題等について、米国等と E U とが議論を関わらせているが、T B T 協定の具体的条項に即した議論は未だなされていない。

② しかし、その論議における双方の対立点は、同協定第 2 条第 2 項に定める強制規格の要件に関する事項、即ち、「正当な目的かどうか」、また、「目的達成のために必要以上に貿易制限的でないか」、という点に対応している。

③ 「正当な目的かどうか」については、「消費者の選択権（あるいは、消費者の知る権利）の確保」という目的が、同協定上正当なものとして明文化されている他の目的と同様に扱われるのかどうか、が問われることになる。

また、「必要以上に貿易制限的でないか」については、当該制度の要件や義務内容の明確性、技術的・経済的な面での制度の実行可能性、より貿易制限的でない代替措置の可能性等が問題のポイントとなろう。

2. E U における動物愛護に関する政策動向

（1）欧州各国では、動物愛護に対する消費者の関心が高く、家畜の取扱いについて様々な規制があるが、その基準が国によって違うことから競争条件に格差が発生し、その調整が問題になっている。

（2）こうした制度の違いによる域内畜産物貿易の歪曲の防止と動物愛護そのものの観点から、E U は、いくつかの理事会指令（Council Directive）を制定してきている。

これには①家畜の輸送、②屠畜、③農業目的での飼育、の 3 分野がある。このうち、「農業目的での飼育」の分野については従来、子牛、豚、採卵鶏のそれぞれ個別の指令があったが、1998 年 7 月に、全体の「傘」となる横断的な理事会指令「農業目的で飼育される動物の保護に関する理事会指令」（98/58/EC）が採択された。

（3）この新しい指令において、欧州委員会、1999 年 6 月末までに理事会に対して、域外国における動物愛護に関する制度の状況、競争歪曲防止の観点から必要な措置の提案に関する報告をすることとされている。W T O 協定との関連において、「競争歪曲防止の観点から必要な措置」の内容が注目される。